

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アンリツ株式会社			コード	6754
提出日	2025/5/29	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月25日開催予定の第99期定時株主総会に、社外取締役候補者（以下に掲げる者）に係る取締役（監査等委員であるものを含む。）の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	正村達郎	社外取締役	○									△				訂正・変 更	有
2	上田望美	社外取締役	○												○	訂正・変 更	有
3	青柳淳一	社外取締役	○												○		有
4	西郷英敏	社外取締役	○									△					有
5	小林昭夫	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	正村達郎氏は、日本無線株式会社において取締役としての経歴がありますが、2018年6月に同社を退職しております。当社は、企業集団として、同社に対し、直接又は間接的に製品の販売、保守等の取引実績がありますが、直近事業年度の取引額は僅少（連結売上収益の0.1%未満）であります。	情報通信技術に関する専門的かつ幅広い知識並びに経営者としての豊富な経験、卓越した見識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、選任しています。当社は、正村達郎氏が独立役員であることにより、当社取締役会での意思決定並びに指名委員会及び報酬委員会での審議等において客観性、公正性が高まり、経営の透明性のより一層の確保に資するものと考えております。 上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に規定するいずれの項目に抵触しないこと、並びに当社の定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断しました。
2	（該当事項なし） 当社と、上田望美氏の兼職先（就任予定を含む）である紀尾井坂テーマス総合法律事務所、株式会社MIXI及び株式会社鳥羽洋行との間に特別の関係はありません。	直接、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、選任しています。当社は、上田望美氏が独立役員であることにより、当社取締役会での意思決定並びに指名委員会及び報酬委員会での審議等において客観性、公正性が高まり、経営の透明性のより一層の確保に資するものと考えております。 上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に規定するいずれの項目に抵触しないこと、並びに当社の定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断しました。
3	（該当事項なし） 当社と、青柳淳一氏の兼職先である青柳淳一公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。	直接、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、海外を含め豊富な経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映していただくため、選任しています。当社は、青柳淳一氏が独立役員であることにより、当社取締役会での意思決定並びに指名委員会及び報酬委員会での審議等において客観性、公正性が高まり、経営の透明性のより一層の確保に資するものと考えております。また、監査等委員として、かかる見識等をもって中立の立場での客観的な意見表明等を行うことが、監査等の実効性確保に資するものと考えております。 上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に規定するいずれの項目に抵触しないこと、並びに当社の定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断しました。
4	西郷英敏氏は、沖電気工業株式会社において業務執行者（執行役員等）としての経歴がありますが、2017年8月に同社を退職しております。当社は、企業集団として、同社に対し、直接又は間接的に製品の販売、保守等の取引実績がありますが、直近事業年度の取引額は僅少（連結売上収益の0.1%未満）であります。	上場会社の通信システム事業部門の責任者を務め、情報通信技術に関する専門的な知識並びに経営者としての豊富な経験、卓越した見識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映していただくため、選任しています。当社は、西郷英敏氏が独立役員であることにより、当社取締役会での意思決定並びに指名委員会及び報酬委員会での審議等において客観性、公正性が高まり、経営の透明性のより一層の確保に資するものと考えております。また、監査等委員として、かかる見識等をもって中立の立場での客観的な意見表明等を行うことが、監査等の実効性確保に資するものと考えております。 上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に規定するいずれの項目に抵触しないこと、並びに当社の定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断しました。
5	（該当事項なし） 当社と、小林昭夫氏の重要な兼職先である小林昭夫公認会計士事務所、東邦チタニウム株式会社及びイオンフィナンシャルサービス株式会社との間に特別の関係はありません。	直接、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、M&Aやコーポレートガバナンスに関する豊富な業務経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映していただくため、選任しています。当社は、小林昭夫氏が独立役員であることにより、当社取締役会での意思決定並びに指名委員会及び報酬委員会での審議等において客観性、公正性が高まり、経営の透明性のより一層の確保に資するものと考えております。また、監査等委員として、かかる見識等をもって中立の立場での客観的な意見表明等を行うことが、監査等の実効性確保に資するものと考えております。 上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2に規定するいずれの項目に抵触しないこと、並びに当社の定める社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反を生ずるおそれはないものと判断しました。

4. 補足説明

・属性情報（取引先・寄付先）に係る軽微基準の概要
当社は、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する属性情報に係る軽微基準として、「取引」については、原則として、1事業年度についての取引額が連結売上収益の1%を超えるか否か、また、「寄付」については、原則として、その価額の総額が1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって、その判断の指標としています。

・その他補足すべき内容
当社は、社外役員を招聘するにあたり、候補者の選定に際しては恣意性を排除し、また就任後においても社外役員の独立性を確保できる環境を整備することが、コーポレート・ガバナンスの維持、強化に資するものと考えており、「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。この基準は、当社における合理的な調査に基づいて、主に、現在又は過去における当社（当社の重要な子会社を含みます。）との間における出資関係、取引関係、寄付等による金銭の授受の関係、相互就任の関係、近親の関係等の各項目に定める重要性に係る判断指標に照らし、これらの観点から、社外役員又は社外役員候補者が当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせない特殊な事情を有しているか否かを評価するためのものであります。なお、この基準の制定および改廃については、取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経た後、取締役会の承認決議を得ることとしています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。